

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士就職支援資金貸付規程施行細則

(定義)

第1条 この細則において使用する用語の意義は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士就職支援資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）において使用する用語の意義の例による。

(貸付の申請手続)

第2条 就職支援資金の貸付けを申請しようとする者は、次の各号に掲げる保育士就職支援資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）及び書類を添えて、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(1) 保育補助者雇上費貸付事業

- ① 貸付申請書（規程第1-1号様式）
- ② 市町村保育担当窓口確認票（規程第2号様式）
- ③ 住民票（保育補助者、連帯保証人）
- ④ 法人登記全部事項証明書等
- ⑤ 保育補助者の要件を証する書類
- ⑥ 要件該当確認書（様式第1号）（すでに保育補助者を雇用している場合）
- ⑦ 申請年度の事業規模、職員数、利用定員数の分かる書類
- ⑧ 必要経費支出内訳書（様式第2号）

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- ① 貸付申請書（規程第1-2号様式）
- ② 市町村保育担当窓口確認票（規程第2号様式）
- ③ 住民票（申請者、未就学児、連帯保証人）
- ④ 保育士証の写し
- ⑤ 保育所等利用決定通知書及び保育料決定通知書の写し

(3) 就職準備金貸付事業

- ① 貸付申請書（規程第1-3号様式）
- ② 市町村保育担当窓口確認票（規程第2号様式）
- ③ 住民票（申請者、連帯保証人）
- ④ 保育士証の写し
- ⑤ 支出内容や金額が確認できる領収書等の写し

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始決定、その他連帯保証人

として適当でない理由が生じたときは、その死亡の日又は理由が生じた日から起算して15日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

(貸付方法)

第4条 保育補助者雇上費貸付事業、未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業は年4回(7月、10月、1月、3月)に分割して交付するものとする。

2 就職支援資金の貸付の決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに、就職支援資金振込口座申込・変更申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(期間の計算等)

第5条 要綱第9(2)及び(3)並びに第13(3)、(4)及び(5)に規定する勤務期間を計算する場合においては、業務に従事し始めた日の属する月から、業務に従事しなくなった日の前日の属する月までを算入するものとする。

2 要綱第9(2)及び(3)に規定する「引き続き」の解釈については、月を単位として継続していることを要件とする。

(返還債務の当然免除の申請手続)

第6条 要綱第9に規定する返還の債務の当然免除を受けようとする者は、就職支援資金返還当然免除申請書(規程第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 保育補助者雇上費貸付事業

① 保育士証の写し

② 1年後の資格取得が見込まれる場合は、それを証明する書類

③ 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため申請する場合は、その事実を証明する書類(死亡診断書の写し又は医師の診断書等)

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

① 就職支援資金指定業務従事届(規程第15号様式)

② 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため申請する場合は、その事実を証明する書類(死亡診断書の写し又は医師の診断書等)

(3) 就職準備金貸付事業

① 就職支援資金指定業務従事届(規程第15号様式)

② 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため申請する場合は、その事実を証明する書類(死亡診断書の写し又は医師の診断書等)

(返還の方法)

第7条 就職支援資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還するものとする。

ただし、一括返還又は繰り上げ返還をすることを妨げない。

(返還債務の貸付解除の理由)

第8条 要綱第8第1項に規定する「貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 保育補助者雇上費貸付事業

- ① 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。
- ② 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるときであつて、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。
- ③ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。
- ④ その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 就職準備金貸付

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還債務の履行猶予の理由)

第9条 要綱第12(1)②、(2)②及び(3)②に規定する「その他やむを得ない事由」は、育児休業等により要綱第9(1)①、(2)①及び(3)①に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第10条 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士就職支援資金貸付規程第12条に規定

する返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条各項に規定する申請書に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

① 要綱第 1 2 (1) ①、(2) ①及び(3) ①に規定する返還の債務の履行の猶予を受けようとする場合にあっては、県内（保育補助者雇上費貸付事業においては、保育補助者が貸付を受けた保育所及び幼保連携型認定こども園等）で従事している旨を証明する書面（就職支援資金指定業務従事届（規程第 1 5 号様式））

② 要綱第 1 2 (1) ②、(2) ②及び(3) ②に規定する返還の債務の履行の猶予を受けようとする場合にあっては、その理由及び猶予を受けようとする期間を証明する書面（医師の診断書等）

（免除することができる返還の債務の額等）

第 1 1 条 要綱第 1 3 (1) 及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、会長が真にやむを得ないと認める場合に限り、個別に適用する。

2 要綱第 1 3 (3) から(5)に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第 9 各号に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に判断することとする。ただし、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

3 裁量免除の額は、次のとおりとする。

(1) 保育補助者雇上費貸付事業

県内において要綱第 9 (1) ①に規定する業務に従事した月数を、保育補助者雇上費の貸付を受けた月数の 3 分の 4 に相当する月数（この月数が 2 4 に満たない場合は 2 4 とする）で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

県内において要綱第 9 (2) ①に規定する業務に従事した月数を、2 4 で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

(3) 就職準備金貸付事業

県内において要綱第 9 (3) ①に規定する業務に従事した月数を、2 4 で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

（返還債務の裁量免除の申請手続）

第 1 2 条 要綱第 1 3 (1) 及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、

就職支援資金返還裁量免除申請書（規程第7号様式）に、死亡その他やむを得ない理由により就職支援資金を返還することが困難である旨を証明する書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）を添えて会長に提出しなければならない。

2 要綱第13(3)から(5)に規定にする返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、就職支援資金返還裁量免除申請書（規程第7号様式）に、就職支援資金指定業務従事届（規程第15号様式）を添えて会長に提出しなければならない。

（雑則）

第13条 この細則に定めるもののほか、就職支援資金の貸付けに関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日以降に貸付要件に該当することになった者から適用する。

附 則

この細則は、平成30年2月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年11月22日から施行し、平成31年4月1日以降に貸付要件に該当することになった者から適用する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年7月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

